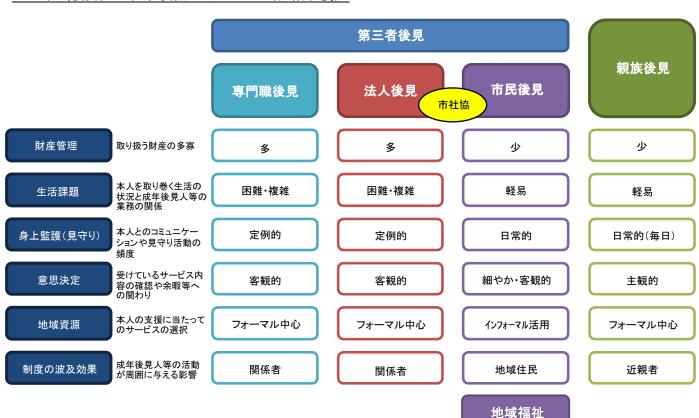
茅ヶ崎市が求める市民後見人像について

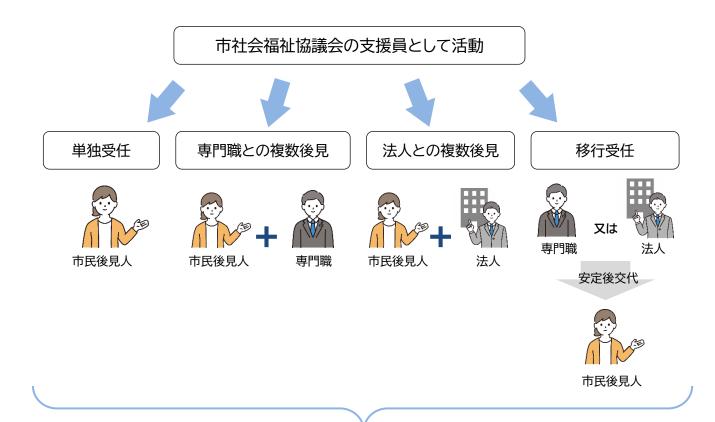
1. 茅ヶ崎市が養成する市民後見人としての要件等について

- ①茅ヶ崎市が茅ヶ崎市社会福祉協議会と連携して実施する養成研修を修了し、成年後見制度をはじめとする高齢者や障がい者の権利擁護事業、地域福祉に関する事業について、幅広い知識を身につけている人であること。
- ②茅ヶ崎市社会福祉協議会を中心とした成年後見制度に関わる関係機関の支援のもと成年後見制度の主要な業務である財産管理及び身上監護を担い、特に本人の意思決定の尊重に重点を置いて、本人の地域生活を支援する。生活の本拠に関わらず、生活の質を高められるよう本人の意向を汲み取っていくことができる人であること。
- ③成年後見活動に当たっては、市内13地区で展開されている様々な高齢者福祉施策、障がい者福祉施策、地域福祉活動との連携を図りながら、本人の地域生活を支援し、地域福祉を推進することができる人であること。
- ④市民後見人としての活動が、市民の権利擁護の意識の醸成に大きく関わっていることを常に意識して 活動することができる人であること。

2. 市民後見人の担う役割のイメージ(目指す姿)



3. 市民後見人の活動・就任形態



市社会福祉協議会が支援